

魚津市農業委員会総会議事録

- ・とき 令和6年11月5日(火)
午後1時30分
- ・ところ 魚津市役所第一会議室

議 事

- 第 1 議案 第 35 号 議事録署名委員について
- 第 2 議案 第 36 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する許可決定について
- 第 3 議案 第 37 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見決定について
- 第 4 議案 第 38 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について

- 総会の種類 定例総会
1. 総会の期日 令和6年11月5日(火)
 2. 総会の場所 魚津市役所第一会議室
 3. 農業委員の定数 14名
 4. 総会に出席した農業委員の数 14名
 - 会長(議長) 12番 北田 直喜
 - 委員 1番 水尾 英俊 2番 澤田 重孝
 - 3番 中山 彦信 4番 上樂 忍
 - 5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則
 - 7番 宮坂 博一 8番 佐々木 隆
 - 9番 住田 賀津彦 10番 大崎 章博
 - 11番 高橋 順子 13番 谷越 彦茂
 - 14番 石坂 誠一
 5. 総会を欠席した農業委員の数 0名
 6. 総会に出席した農地利用最適化推進委員の数 4名
 - 上中島地区 村崎 信明 上野方地区 宮坂 新太郎
 - 経田地区 南塚 英雄 西布施地区 谷崎 雅彦
 7. 議事録署名委員
 - 5番 稗苗 史絵 6番 小坂 義則
 8. 総会に出席した職員
 - 事務局長 清水 悟史 係長 関口 晶子
 - 主査 本田 陽一 主事 山根 悠平
 - 主事 小林 智樹
-

【開 会：午後1時30分】

議 長： それではただ今から令和6年度11月農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は委員14名中14名出席ですので、総会は成立しております。

本日の議事録署名委員には、5番稗苗委員、6番宮坂委員にお願いいたします。

議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第36号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定についてご説明します。

2ページ目をご覧ください。今月の申請は2件2筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が1,288 m²です。

【議案第36号 議案書をもとに朗読（1件目を説明）】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

6番： 譲渡人の父親が一人暮らしをしていたが亡くなられ、空き家になっていた物件です。耕作経験のある譲受人が購入され、畑として利用したいということで問題ないかと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

9番： 譲受人は県外の方であるが、どのような経緯で譲り受けることとなったのでしょうか。

事務局： 当該物件は、「空き家バンク」に登録されており、譲受人は以前魚津に居住しておられた方と聞いております。

議長： ほかに意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

（「異議無し」の声あり）

事務局： 2件目の案件につきましては、谷越委員に関わりがありますのでご退席願います。

（ 谷越委員 退室 ）

【議案第36号 議案書をもとに朗読（2件目を説明）】

本申請について、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

2番： 現場確認してお話をお伺いしたところ、昨年譲渡人が体調を崩され、重労働ができない状態となりました。果樹の伐採をしていたところ、譲受人から園地を継承したいという提案があり、所有権移転に至っています。特に問題はないかと思えます。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

5番： 譲受人が経営されている会社は何の会社なのでしょう。

2番： 機械部品の加工などです。今回の譲受人は長男であるが、次男が会社を継いでいます。

10番： 所有権移転後に転用されてしまうことは無いのか。

事務局： 所有権移転後も譲渡人が指導を行うこととしているため、そのようなことは無いと考えております。

議長： ほかに意見が無いようでしたら申請通り許可決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第36号は決定いたします。

(谷越委員 入室)

議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第37号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてご説明します。

6ページ目をご覧ください。今月の申請は2件3筆です。地区別の内訳は表のとおりです。面積が469 m²です。

【議案第38号 議案書をもとに朗読】

本申請について、農地の区分と転用目的については適当であると考えます。また、すべての許可要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。担当確認委員からの説明をお願いします。

4番： 現地に確認に行きましたところ、譲受人には会えなかったが近隣住民の方から話を聞くとたびたび管理しに来ているとのことでした。申請通りでよろしいかと思えます。

3番： 事務局からの説明のとおりであります。申請地は長い間休耕田となっております。周辺も休耕田であり、少しいったところに住宅地があります。かつては、都市計画の動きもあったが辞めていったため現在に至っている。周辺農地も現時点では耕作されることは無いと思いますので、営農にも影響は無く、特段問題ないと思います。

議長： 事務局並びに担当確認委員から説明を求めました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 2件目について、申請地は1枚の田んぼか。耕作放棄地にも見える。

事務局： 当該地は昨年農地パトロールを行い耕作者を募ったが現れませんでした。

3番： 田んぼは1枚ではないです。

議長： この他に意見が無いようでしたら、申請通り意見決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第37号は意見決定いたします。

議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定について、事務局より説明を求めます。

事務局： 議案第38号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による意見決定についてご説明します。

今月の案件は農用地利用集積等促進計画が全2件、4筆、4,307 m²になります。受付番号660につきましては、農地を整備してから借り手に引き

渡すものです。今回の計画は、農用地の効率的な利用、農作業状況等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第5条の各要件を満たしていると考えます。

議長： ただいま事務局からの説明が終わりました。委員の皆様方で何かご意見がありましたらご発言願います。

14番： 借り手は決まっていないのか。

事務局： 実際は、既に耕作者は決まっていますが手続き上、このような形にしております。

議長： ほかに意見が無いようでしたら、申請通り決定してよろしいでしょうか。

(「異議無し」の声あり)

議長： 異議が無いようですので、議案第38号は決定いたします。

これで議案審議は終わりましたが、その他の協議事項について事務局より説明して下さい。

事務局： ・非農地通知について（令和6年10月分）
・農振除外（令和6年9月受付分）
・農業者等との意見交換会について
・地域計画の今後の予定について

議長： 以上で本日の総会を終了します。

【閉会：午後3時25分】

【別添】

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号1番
(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が対象の農地並びに隣接する住宅及びその宅地の一括での売却を希望していたところ、譲受人が一括で購入したことにより所有権を移転するものである。権利移転後はジャガイモ等の蔬菜類を耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、10月30日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第3条調査書

議案第36号 受付番号2番

(所有権移転)

譲渡人	譲受人	作成者 山根 悠平
	判断の理由	該当
第2項第1号 (全部効率 利用)	・譲受人の所有している機械の能力、農作業に従事する雇用予定者の状況からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	しない
第2項第2号 (農地所有適格 法人以外の法人)	・譲受人は個人であり適用なし。	しない
第2項第3号 (信託)	・信託ではないため適用なし。	しない
第2項第4号 (農作業常時従 事)	・譲受人及び雇人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	しない
第2項第5号 (転貸の禁止)	・許可申請に係る農地は譲渡人の所有農地であり、転貸には当たらない。	しない
第2項第6号 (地域調和)	<p>今回の申請は、譲渡人が経営規模の縮小を考えている中、譲受人がその経営を引き継ぐ計画で、従前から譲渡人の指導の下、譲受人が耕作していた農地の一部を所有権移転するものである。権利移転後もこれまでと同様に耕作する予定であるため、所有権の移転によって周囲への影響はないと考えられる。</p> <p>本件の権利取得により、農地の集団化、農作業の効率化、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障は生じないと考えられる。</p> <p>なお、10月30日、事務局小林、山根が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。</p>	しない

【別添】

農地法第5条調査書

議案第37号 受付番号1番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、おおむね28 haの一団の農地の中にあり、土地改良事業実施地域内ため、第1種農地と判断しました。転用許可基準は一体利用です。	
転用目的	譲受人は、隣接地で営業している民泊施設に駐車場が不足しているため、申請地に駐車場・サイクルステーションを設置する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、預金残高証明書を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は駐車場・サイクルステーション敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、駐車場・サイクルステーション設置が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は発生せず、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		

【別添】

農地法第5条調査書

議案第37号 受付番号2番
(所有権移転)

譲受人	譲渡人	作成者 小林 智樹
	許可要件の状況	
農地の区分	申請地は、上下水道管が埋設されている幅員4m以上の市道沿いにあり、かつ概ね500m以内に経田小学校と経田保育園が存する市街地化傾向の著しい区域であり、第3種農地と判断しました。 転用許可基準は、原則許可となります。	
転用目的	譲受人は、子の成長により現在の住居が手狭となったため、申請地に一般住宅を建設する計画です。	
資力及び信用	申請者は過去に違反転用等を行ったことはなく、必要な資金については借入金でまかなう計画で、借入手続案内を添付しておりますので適当であると考えます。	
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況	申請に係る農地の転用行為の妨げとなる権利はありません。	
申請に係る用途に遅延なく供することの確実性	許可を受けた後、遅滞なく、申請地に係る農地を申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、許可後すぐに工事に入る予定です。	
行政庁の免許、許可、認可等の見込み		
農地以外の土地の利用見込み	申請にかかる農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みがない場合は、許可しないことになっていますが、申請地は全て農地であり、該当しません。	
計画面積の妥当性	申請に係る農地の面積が申請に係る事業の目的からみて適正と認められない場合は、許可しないことになっていますが、本件は一般住宅敷地として必要最小限の面積であり妥当と考えます。	
宅地の造成のみを目的とする場合にはその妥当性	申請に係る事業が工場、住宅その他の施設の用に供される土地の造成のみを目的とするものである場合は、一定のもの以外は許可しないことになっていますが、本件は、一般住宅建設が目的であり該当しないと考えます。	
周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無	隣接地との境界にコンクリート擁壁を設置し、近隣の農地などに被害を及ぼぬよう十分配慮されます。生活排水は公共下水道施設を利用し、雨水排水については既存水路に排水します。 今回の転用によって集団農地を分断することはありません。	
一時転用の妥当性		
法令（条例を含む。）により義務付けられている行政庁との協議の進捗状況		